

令和8年度 神奈川県社協市町村社協部会 包括的な支援体制の構築・整備に向けたモデル事業実施助成要領

1 趣旨

包括的な支援体制の構築は行政の努力義務となっておりますが、社協のこれまでの実践は、包括的な支援体制の構築につながるものがあり、地域福祉の推進を命題としている社協には包括的な支援体制構築に向けたリーダーシップが求められます。

本事業では、今後の包括的な支援体制の構築・整備を進めるための助走が円滑にスタートできるよう助成を行い、事業の共有化を図ることを目的に実施します。

2 事業テーマならびに条件

【事業テーマ】（以下のいずれかのテーマに該当すること）

- (1) 行政および地域の関係機関・団体、担い手との協働による包括的な支援体制構築の促進
例) 行政との課題共有や方向性の確認の場づくり
自治会や民生委員児童委員、施設法人等との連携による地域課題の把握や共有
大規模災害など非常時に備えた関係性の構築への取り組み
- (2) 個別支援と地域支援の一体的推進、および「相談支援」「参加支援」「地域づくり」を意識した具体的実践の促進
例) 地域支援と個別支援を行う職員の勉強会の実施
参加支援等を意識した地域の実践団体との地域づくりに関する研修の実施
- (3) その他、包括的な支援体制の構築に関わる取り組み

【条件】（以下の4つの条件を満たしていること）

- (1) 包括的な支援体制の整備・推進を主な目的とした市区町村社協の事業であること
- (2) 職員育成や災害に対する取り組み等市町村社協部会の事業計画に関連する事業であること
- (3) 圏域（市町村域、日常生活圏域）を意識した内容であること
- (4) 県社協が事業に参加、協力、協働すること（内容等は相談のうえ、調整することとします）

3 対象（実施主体）

県内の市区町村社協

※₁ 1社協につき20万円を上限とし、その範囲内であれば複数事業の申請可

※₂ 複数の市区町村社協による協働事業の申請も可能とします。

※₃ 政令指定都市社協からの申請は当該の区社協・地域事務所・現業部門等との協働事業とし、各区社協単位とします。

4 助成の内容

「2 実践テーマならびに条件」(1)～(3)のいずれかに該当する事業に対し、対象経費総額の5分の4以内かつ20万円を上限に、必要な経費の助成を、本年度の市町村社協部会予算の範囲内で行います。

例1) 対象経費総額30万円の場合、助成は対象経費総額の5分の4以内かつ20万円が上限のため、20万円を助成

例2) 対象経費総額10万円の場合、助成は対象経費総額の5分の4以内のため、8万円を助成

◆助成対象となる経費（科目）

- | | |
|----------------------------|----------------------|
| ・ 諸謝金（講師等への謝礼－申請社協の職員は対象外） | ・ 消耗器具備品費（印刷用紙、文房具等） |
| ・ 旅費交通費（講師等の交通費） | ・ 賃借料（会場使用料等） |
| ・ 印刷製本費（資料印刷経費等） | ・ 保険料（傷害保険料等） |
| ・ 通信運搬費（切手、はがき代等） | ・ 手数料（送金手数料等） |
| ・ 会議費（研修会講師等の食事、お茶代等） | |

※人件費、介護保険法または障害者総合支援法に基づいて実施する事業等の経費、行政や他の民間団体からの助成・委託事業等の経費は対象外とします。

5 関係書類

- (1) 【様式1】 助成金交付申請書
- (2) 【様式2】 事業計画・収支予算書
- (3) 【様式3】 実績報告書
- (4) 【様式4】 事業概要・収支決算書
- (5) 【様式5】 変更・中止申請書
- (6) その他、成果物等（県内市町村社協配布数分－35部）

※複数の社協による協働事業の場合は、別途実施体制、役割分担等を示す書類（書式自由）を申請時に添付してください。

6 申請から決定、報告までの流れ・手続き

次の方法により申請、事業実施、報告等を行うものとします。

項 目	
申請	<p>a. 応募：所定の申請書類（【様式1,2】）を提出 〈一次募集〉 最終締め切りは<u>令和8年5月18日（月）まで（必着）</u>とします。</p> <p>〈二次募集〉 一次募集締め切り後、予算に残額が生じている場合にのみ、二次募集を実施します。 最終締め切りは<u>令和8年12月14日（月）まで（必着）</u>とします。</p> <p>※原則、事業実施前に申請して下さい。申請前に事業に着手する必要がある場合は、事前にご連絡ください。</p> <p style="text-align: center;">↓</p>
選考から決定、報告までの流れ	<p>b. 確認：県社協が事業に参加、協力、協働すること等を確認（内容等は相談のうえ、調整することとします）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>c. 選考：提出書類をもとに選考</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>d. 通知および交付：選考結果の通知（文書）および助成金の交付</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>e. 確認：必要に応じ事業の進捗状況等を確認 ※助成決定社協は年度内に事業を終了し、事業内容の報告を本会ホームページに掲載します。 また、必要に応じて会議、研修会にて情報提供させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">↓</p>
*変更・中止	<p>*事業内容を変更・中止する場合は、速やかに本会事務局に連絡し、【様式5】を年度内に提出</p> <p style="text-align: center;">↓</p>
報告	<p>f. 報告：所定の書類（【様式3,4】、その他、成果物等）をメール、郵送にて提出</p> <p style="text-align: center;"><u>令和9年4月9日（金曜日）まで（必着）</u></p> <p>《提出書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【様式3】 実績報告書 ・【様式4】 事業概要・収支決算書 ・その他、成果物等（県内市町村社協配布数分－35部）

7 留意事項

- (1) 同一事業への助成は、原則3年を限度とします（申請及び審査は毎年実施）。
- (2) 複数の社協による協働事業の場合は、実施体制、役割分担等を示す書類（書式自由）を申請時に添付してください。
- (3) 【様式3】実績報告書の内容で本会ホームページに掲載します。
- (4) 成果物（報告書、マニュアル等）を県内各市町村社協配布分（35部）ご用意ください。
- (5) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別途本会と助成決定市町村社協で協議の上、定めるものとします。

8 助成実績

年度	申請社協名	申請事業内容	助成額（円）
令和3	大和市社協	「若年性認知症本人・家族ミーティングを通じた交流・相談の場づくり」	79,276
令和3	葉山町社協	「令和3年度逗葉地区コミュニティソーシャルワーク基礎研修」	200,000
令和4	逗子市社協	「令和4年度逗葉地区コミュニティソーシャルワーク基礎研修」	150,000
令和4	箱根町社協	「ラリグラスの会」 町内に居住している外国籍の方々が安心して生活できる、情報交換・情報発信、交流の場など国籍を問わないネットワークの拠点	50,000
令和5	厚木市社協	「令和5年度厚木市社会福祉協議会内部研修 福祉まるごと相談体制の充実 ～個別支援と地域支援への展開～」	33,000
令和5	箱根町社協	「ラリグラスの会」 町内に居住している外国籍の方々が安心して生活できる、情報交換・情報発信、交流の場など国籍を問わないネットワークの拠点	120,000
令和6	箱根町社協	「ラリグラスの会」 町内に居住している外国籍の方々が安心して生活できる、情報交換・情報発信、交流の場など国籍を問わないネットワークの拠点	108,000
令和6	小田原市社協	「であ・つな交流会（「であって」「つながる）」 地域福祉活動計画に掲げた基本目的を推進、具体化し てくため交流会を開催。地域活動の担い手と、社会福祉法人など関係団体との課題共有により、包括的な支援体制の構築を目指す。	40,000
令和7	足柄上地区社協連絡会	「令和7年度 足柄上地区社会福祉協議会連絡会 福祉教育研修会」 福祉教育事業の推進と充実、各学校と地域・社協とのネットワーク推進を目的とし、福祉教育研修会を実施。	44,000

令和7	箱根町社協	「箱根町インターナショナルコミュニティカフェ」ネットワーク・つながりを活かした外国籍住民の相談できる場所づくりと季節行事の開催による異文化交流を実施。	120,000
令和7	清川村社協	「清川村における地域課題解決に向けた協議体運営」地域や住民の現状の課題や困りごとの抽出、地域課題解決に向けた担い手の養成、課題解決への取り組みの実施の3ステップによる三か年計画の事業。令和7年度は地域住民に対する生活課題や困りごとの聞き取りに向けた担い手研修を開催。	88,000
令和7	座間市社協	「令和7年度座間市社会福祉協議会内部研修 包括的な社内支援体制構築」個別支援・地域支援の一体性、職員間の連携強化、コミュニケーション能力の向上等を目的とした内部研修を実施。	59,000
令和7	小田原市社協	「社協さんちの井戸端会議～これからも地域づくりはみんなが参加～」住民が主体的に地域づくりを続けるための環境整備として、多様な主体が交わる交流事業を実施。	80,000

※事業の詳細は、本会ホームページ（トップページ）＞神奈川県社協のサービス＞市町村社協部会＞報告書・刊行物＞令和6年度市町村社協部会 包括的な支援体制の構築・整備に向けたモデル事業報告書）をご参照ください。 ※令和7年度は準備中
以下の二次元コードからもご覧いただけます。

URL : https://www.knsyk.jp/service/syakyo-bukai/publication/moderujigyo_r4



9 事務局・問合せ先

(福) 神奈川県社会福祉協議会 地域福祉部 地域課 (担当: 渡辺 (誠))
〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター12階
Tel 045-312-4813 Fax 045-312-6307 E-mail tiiki@knsyk.jp